



外報摘要  
第貳回



114  
A 772  
2



外報摘要第貳回目次

一、クリート事件

- 其一、クリート島及土耳其
- 其二、這回叛亂、原因
- 其三、叛徒ト希臘ノ關係
- 其四、叛徒ト土耳其
- 其五、叛徒ノ要求
- 其六、歐洲列國ノ共同運動
- 其七、英國ノ舉措
- 其八、英國ノ舉措ニ付キ列國新聞ノ批評

大正十一年四月  
隈侯爵郵寄贈

其九、終局土耳其大讓步及叛徒ノ満足

ニ、ザンジバル事件

其一、ザンジバルト英國トノ關係及這回紛紜ノ原因

其二、僭王ニ對スル英國ノ與手措

其三、英獨ノ關係

以上

明治廿九年十月十八日稿

クリート事件

歐洲各新聞其他ニヨリ談事件ノ始末ヲ摘要スレハ左ノ如シ

其一、クリート島及土耳其

地中海中北緯三十四度五分ヨリ三十五度四分東經二十  
三度三分ヨリ二十六度二分ニ亘ル、所一大島アリ、島縦  
百六十哩強ニシテ横十哩乃至三十五哩、人口ハ細密ノ調  
査ヲ得サルモ「スタンダード」新聞ノ記スル所ニヨレハ現今各種  
ノ種族ヲ合シ其數三十五千ニシテ内二十七万ハ耶蘇教ニ  
屬シ三万五千ハ回々教ニ屬ス<sup>(四)</sup>地形偏長ニシテ其大部ハ

山脈ヲ以テ充滿スルモ、而カモ土地豊饒ニシテ頗ル物産ニ富ミ、希臘語ヲ以テ一般島語トナスモノ之ヲクリート島ト云フ(イ)

(参考) ビラゲツツ氏ノ調査ニヨレハ人口二十九萬四千百九十二人内三分ノ一ハ回々教ヲ奉ストアリ、果シテ何レカ真ナルカ

而シテ諛ククリート島ノ土耳其ニ隸屬セシハ近世ノ事ニシテ土政府ハ現世紀ニ到リ一端之ヲ失ヒシモ後再ヒ之ヲ收圖トセリ、今之ヲ歴史的略説セハ即土政府ノ始メテ諛島ヲ領有セシハ實ニ西曆千六百六十九年ニシテ、再來百五十有餘年間

主權ヲ振ヒシカ、偶千八百二十一年ニ至リ其收圖ノナル希臘ハ本國土政府ノ虐政ニ堪ヘスシテ獨立ノ戰爭ヲ起シ、擾亂數年ニ迫ヒシニ英佛露ノ三國共同シテ希臘ヲ援テ千八百二十七年遂ニ之ヲ獨立セシメタリ、之レト時ヲ同クテ平素本國政府ニ嫌焉タラサリシクリート人土政府ニ叛シテ一揆ヲ起シ、勢猖獗ヲ極メ忽チニシテ土耳其人及回々教徒ヲ島外ニ驅逐シ全島ヲ橫領シ其歸着スル所アラサリシカハ、曩ニ干涉シテ希臘ヲ獨立セシメシ三國又之ニ干涉シ、千八百三十年クリート島ヲシテ埃及ノ副王メヘメットアリーノ政府ニ移附シ、漸ク叛亂ヲ鎮滅セ

シモ土政府ハ之カ為メニ諛島ヲ失ヘリ、然ルニ土政府ハ近  
ク五十六年前即西曆千八百四十年再ヒ之ヲ回復シテ  
其版圖トシ以テ今日ニ至レリ(ハ)

### 其二、這回叛乱ノ原因

抑土耳其政府ノ苛虐暴政歟至ラサルナキハ皆人ノ知ル  
所ナルガ、聞クカ如クニバ、就中クリート島ニ於ケル虐政其最  
タルモノナリト(ニ)、常ニ此虐政ニ怨恨ヲ重ネツ、アリシ耶蘇教  
徒等遂ニ禁スル能ハスシテ、去ル五月下旬迄ニ黨與ヲ組  
ミ反旗ヲ翻ヘサント企圖セシモノ即這回叛乱ノ原因ナリ  
トス(ホ)

(参考) 千八百四十年土耳其ノ再ヒ諛島ヲ領有セシ以  
來其苛虐ヲ厭ヒ、クリート人ハ或ハ希臘ノ如ク獨立  
ノ自由ヲ得ントシ、或ハ希臘ニ合併セントシ、本國政府  
ニ對シテ叛乱ヲ起スコト前後二回、即其前ナルモノハ千  
八百五十九年ニシテ忽チ本國政府ノ為メニ鎮壓セ  
ラレ、其後ナルモノハ千八百六十六年ニシテ紛紜延テ  
累年而カモ土政府鎮滅スルヲ得ス、即大ニ叛徒ニ  
讓歩シ且耶蘇教徒ニ幾多ノ特權ヲ與ヘ高憲  
制ヲ布キ、殆ントクリート島ヲシテ土政府ノ版圖内ニ  
曾テアラサル異例ノ下ニ置クコトヲ約シ、始メテ之ヲ

鎮滅スルヲ得タリハ

其三、叛徒ト希臘ノ關係

希臘ハ其地形僅ニ一葦帶水ヲ隔ツルノミナルト特ニ其言語ヲ同フシ且島民中宗教ヲモ同フスルモノ數多アルヨリシテ之ニ同情ヲ表セシカ、將又自巴カ土政府ノ抑壓ニ堪ヘスシテ先ニ獨立セシニ鑑ミ以テ之ニ同情ヲ表セシカ、列國ト島ニ叛徒蜂起スルヤ、其國民ハ兵器彈藥ヲ送り或ハ義勇軍ヲ募リテ類リニ之ヲ援助スルニ至リシカハ希臘政府ハ援助禁止令ヲ發布セシモ聊其功ヲ見ス、左リトテ亦政府ハ銳意之ヲ抑壓セサルヲ以テ、國民渠

等ヲ援助セントスル日ニ益熾ニシテ中ニハ少壯血氣ノ士官等脫走シテ之ニ混入シ愈叛徒ヲシテ其勢威ヲ逞フセシムルニ至レリ、蓋シ過去ノ事實ニ照シ現在ノ有様ニ徴セハ希臘政府ノ意ハ諛叛徒中或ハ獨立セントスル者アリ或ハ希臘ニ合併セントスル者アルニ乘シ此際諛島ヲ自己ニ併吞セントスルニアルモノ、如シト

其四、叛徒ト土耳其

始メ耶蘇教徒叛乱ノ報ニ接スルヤ土政府ハ直ニ軍兵ヲ送りテ之カ鎮滅ニ着手セシニ固是蒙昧蠻野ノ陋習ヲ脱セサル土耳其兵ナルニ而モ其相手ハ常ニ敵視スル異

教人民ナレバ、彼等ノ暴戾殘虐平素ニ倍シ猥リニ民  
家村落ヲ破壊奪掠シ剝へ無辜ノ婦女羸弱ヲ屠  
戮セシニゾ、不服ノ徒ハ益憤懣激昂シ叛徒所在ニ群  
起シ容易ニ靜定スヘクモアラサリシニ、加フルニ對岸ナル希  
臘國民ノ之ヲ應援スルニ會セシカハ叛徒愈勢ヲ得タル  
ヲ以テ、土政府ハ即アブダラ、パシヤヲ擧テ軍務總督トシ  
經營慘憺之カ蓋滅ニカメシモ事遂ニ定ラサルヘキヲ察  
シ、一方ニハ更ニハツサン、パシヤナル者ヲ諛島總督ニ任シ、叛  
徒ノ希望ヲ容レ去ル七月十七日ヲ以テ全島丈ノ議會  
カネアニ召集シ、大ニ讓歩スル所アリシモ、叛徒ノ要求頗ル

過大ナルヲ以テ土政府ハ全然之ニ應スル能ハス、而モ又之ヲ  
峻拒セサルノミナラス他ニ改革ノ方法ヲモ講セス茲再日  
子ヲ經過セシカ故ニ叛乱ハ層一層紛雜ノ度ヲ高メ暴  
虐橫行其極點ニ達シ殆ンド名状スヘカラス然レトモ土  
政府ノ因循姑息ナル依然トシテ今日ニ至レリ(十)

### 其五、叛徒ノ要求

土耳其政府ハ彼等ノ希望ヲ容レ七月十七日ヲ以テ議  
會ヲカネアニ召集セシニ、臂頭第一ニ彼等ヲシテ不滿ヲ  
抱カシムルニ至レリ、他ナシ軍務總督アブダラ、パシヤノ出席  
シテ議席ヲ占メタルト、及諛島總督ノ開會演說ニ土

語ヲ用ヒシコト是ナリ、抑軍務總督ナルモノハ憲法上議  
席ヲ有セサルモノナルト俱ニ談島確定ノ用語ハ希臘語  
ナルコト是亦憲法ノ規定スル所ナルニ總督等ハ之ヲ破  
リシカハ彼等ハ大ニ憤慨シ議事ニ留意セスシテ、只管  
自己等ノ要求セシ條項ニ對スル土政府ノ確答ヲ總督  
ニ迫シ、<sup>(1)</sup>議會ノ情況斯ノ如クナルト同時ニ顧テ土政  
府ノ舉措如何ト觀ハ其要求ニ關シ何等ノ回答モセサル  
ノミナラス、<sup>(2)</sup>其後イブライム、パシヤナル者ヲ擢テアブダラ、パシヤ  
ノ後任トシ、<sup>(3)</sup>却テ彼等ヲ鎮滅セントスルノ傾向アリケレ  
ハ彼等ハ刻下「一方ニ益戮力同之ニ當ラント決心シ他

方ニ歐洲列國ノ怒憤ヲ仰キ以テ其要求ヲ貫徹セント  
期スルモノ、如シ、<sup>(4)</sup>而シテ渠等ノ要求セシ條項ハ數多  
アリト雖モ其重モナルモノヲ舉テクシハ即

- 第一、本島總督ハ耶穌教徒ヲ用ヒ其任命希臘  
ノ承諾ヲ得且歐洲列國特別保証ノ下ニ置ラコト
- 第二、國民軍ヲ組織スルコト
- 第三、各地方屯在ノ土耳其兵ヲシテ悉クカネア、レテ  
モ及ヘラクリラン、城寨ニ引揚ケシムルコト
- 第四、耶穌教徒ヲ官吏ニ任シ其人負割合ハ全島  
ノ人口ト彼等ノ負數トヲ比較シ之ヲ定ムルコト



第五、本島、財政ヲ獨立シ唯單ニ土銀壹萬(兩)ヲ  
年々土政府ニ納ムルコト

第六、選舉法ヲ改正スルコト

第七、カネアニ大審院ヲ設立スルコト

第八、軍務及法衙組織ニ就キ外國人ヲ雇聘スルコ  
ト

第九、ベンガールニスヲ總テ島外ニ放逐スルコト

第十、新國政組織ニ關シ歐洲列國ノ保証ヲ仰ク  
コト(オ)

渠等ハ又其後ニ至リ追加要求ヲ爲セリ而シテ其重

モナルモノニシテ前者ト對照スヘキモノハ即

甲、總督ハ耶蘇教徒ヲ用ヒ任期ヲ五年トシ歐洲列國  
ノ怒贊ヲ得テ土帝之ヲ任命スルコト

乙、從來土帝ノ有セシ不認可權ヲ總督ニ附與シ且特  
權即憲法ヲモ改正シ得ヘキ特權ヲ渠ニ附與スルコト

丙、民撰ニ係ルモノ及土帝ノ任命スル副總督ヲ除キ一  
般官吏ヲ任免黜陟スルノ權利ヲ總督ニ附與スルコト

丁、軍事ニ關スル最高命令權ヲ總督ニ附與スルコト(ウ)

其六、歐洲列國ノ共同運動

慘憺ノ風雲一度ヒクリト島ヲ冒セシヨリ悲焰類リニ全

島ヲ席捲スルモ、而モ土政府之ヲ鎮撫スル能ハスレテ恰モ  
無政府ノ如キ觀アルヲ以テ、在土歐洲列國ノ公使ハ此状ヲ看  
過スルニ忍ヒス、相互商議シテ百方政治策ヲ講シ一面ニ  
ハ土政府ニ對シテ屢忠告シ他面ニハ希臘政府ニ向テ援  
助禁止ヲ請求セシモ、土政府ノナスナキト共ニ希臘政府ノ  
答辨要領ヲ得サリシカハ、彼等ハ更ニ熟議シ此六列  
國共同シテ軍艦ヲ派遣シ全島ノ要地ヲ悉ク封鎖シ先  
ツ希臘ノ援助ヲ絶テ而ル後徐ク救治策ヲ施サント  
決セリ、而シテ談提議ハ澳國政府ノ意ニ出テ獨逸之  
ヲ賛シ佛亦之ヲ賛シ露ハ談提議ノ土耳其政府ニ出テ

サリシヲ惜ミシモ結局之ヲ賛セシカハ、(即英國ニ對シテ其  
同意ヲ需メシニ英ハ斷乎トシテ之ヲ拒絕セリ、斯ク英ノ拒  
絶ニ會ヒ列國共同運動ノ策ハ茲ニ頓挫ヲ來セリト雖  
モ、列國ハ現今尙之カ決行ニ執キ商議シワ、アルモノ、如シカ

### 其七、英國ノ舉措

英國カ列國共同ノ運動ヲ賛セサリシハ果シテ其真意那  
邊ニ存スルカ、容易ニ判スヘカラサルモ八月六日發兌「スタン  
ダード」新聞ノ社説ヲ見ハ庶幾クハ其舉措ノ原ヲ可ラ  
窺フヲ得ン  
曰ク

列國ト共ニ我英國ノ軍艦ヲ使用シテ希臘義勇兵ノ上  
陸ヲ沮碍シ、土耳其兵ノ叛徒鎮滅ニ便ヲ與ヘシムル策  
ハ吾輩ノ断乎トシテ左祖スル能ハサル所ナリ、而シテ我英國  
ノ不替成ヨリ他列國モ隨テ同島封鎖ノ決行ニ躊躇スルモ  
ノ、如キハ實ニ目下ノ景況ナルガ吾輩ハ徐ロニ向後各列  
國ノ運動ヲ傍觀シ以テ其底止スル所ヲ見ント欲ス、惟フ  
ニ渠等ハ土帝ニ對シテ忠言ヲ納レシメントスル所アルカ將  
希臘ニ對シテ強制スル所アルカ、抑亦耶穌教徒ノ爲ニ  
讓與ヲ請求セントスルカ或ハ耶穌教徒ニ向ヒ其要求ノ  
過當ナルヲ訓戒セント欲スル所アルカ、渠等ノ運動四者何

レニ出ツルヲ問ハス凡ソ是等ノ事件ヲ決スルニ當リ歐洲列  
國共同一致ノ運動ヲ求ムルハ吾輩ノ首肯セサル所ナリ、於  
茲乎予輩ハクリート島事件ニ關シ其抱懷スル所ヲ陳シ、  
曰ク土帝版圖内ニ於テ叛旗ヲ翻シ功ヲ成ス邦國アラハ其  
成功一日ヲ早クスレハ即一日ノ益アリト云ハサルヘカラス、若シ夫  
レクリート島入ニシテ希臘義勇兵ノ援助ヲ得獨立ヲ完  
フセンカ將自治制度ヲ遂行スルヲ得ニカ、是即歐洲文  
明開化ノ度一歩ヲ進メタル利益ヲ得タル者トナリ、他日歐  
洲平和ヲ維持スルノ一助トナラン、故ニ予輩ハクリート島事  
件處理ニ就テハ其提議ノ如何ニ關ラス、好シ其始メ獨

立自治ヲ助成スル精神ヲ欠クモノナリトモ結局其方向ニ  
傾動センコトヲ希フモノナリ、斯ク云ハ、或ハ謂ハシ列國ノ  
意向叛徒ヲ覘舞煽動シテ獨立自治ヲ助成スルニ決セ  
ハ、恐クハマセドニヤノ如キ勿心ナキ其凡動スル所トナリ叛乱  
ニ次クニ叛乱ヲ以テシ到底其止マル所ナキニ到ラント、論者ノ  
言誠ニ然リ然レトモ之レ杞憂ト云ハサルハカラス、何下テハ  
其言ノ如クマセドニヤニシテ起リ果シテ切ヲ奏スルスラ是亦  
一ノ獨立自治邦國ヲ得タルモノニシテ、予輩ノ所謂文明  
開化ノ度一度ヲ進メ歐洲平和ノ助成ヲ更ニ得タルモ  
ノナレハナリ云々(め)

其八、英國ノ奧手措ニ付キ列國新聞ノ批評

英國カクリート島封鎖ニ關シ歐洲列國ノ申込ヲ拒絕セシ  
ニ就テハ列國新聞皆之ヲ難セリ、左ニ其梗概ヲ舉ゲケン

露國新聞

露國各新聞ハ異口同音英國ヲ奧手措ヲ難シテ曰ク抑英  
國ノ奧手措ハクリート叛乱ヲ益教唆スルモノナルノミナラス、同  
時ニ暗ニ歐洲列國間ニ軋轢ヲ煽動シ且列國ヲシテ埃及  
問題決定ニ關シ其手ヲ出サシメサラントスルモノナリ、之レ  
畢竟英國ハ好シククリート事件ハ平和ノ局ヲ結フモ尚他  
ノ東方地方、例ヘハマセドニヤ或ハアルメニヤニ於テ更ニ新ニ

紛乱ヲ起サシメテ埃及ニ置ケル自家ノ地位ヲ鞏固ニ  
セント期スルニ外ナラス、然レモ歐洲大陸各政府ハ之カ爲  
メ現在ノ共同一致ヲ維持スルノ外敢テ英國ノ籠絡ニ懸ル  
コトナカルヘシ、惟フニ歐洲列國ハ縱令英國ノ援助ナシト  
スルモクリート事件ノミナラス他ノ東方問題ヲ決スルニ於  
テ遺算ナケンムクシ

### 獨逸新聞

ゴログネ、ガゼツテハ英國ノ舉措ハ是即歐洲ノ平和ヲ破リ  
且クリート及アルメニヤ事件ヲシテ一層困難否密ノ徵

脹セシムルニ過キスト痛ク其處置ヲ罵倒セリ

「ノイエステ、ナヒリヒテン」ハ亦等シク其處置ヲ批難シ且曰ク  
ジブラルタル附近ニ英國軍艦ヲ集合スルハ、即英國カ地中海  
中將ニ起ラントスル危險ニ應スルノ準備ニ怠リナキヲ証  
明スルニ足レリト

「アラツシスケ、ザイワング」ハ亦「ゴログネ、ガゼツテ」ト同意同調ヲ  
以テ頻リニ英國ノ舉措ヲ攻駁チセリ

### 澳國新聞

「アイテス、ワイエネル」タダゴブラットハ同シク英國ノ所置ヲ難シ  
且曰ク「ビエナ」駐在獨逸公使「ウレンバーク」伯ハ過日澳國外

務大臣ゴルコウスキー伯ト相會セリ、此ニ大政治家ノ會  
合ハ問フマテモナククリート事件ニ関スルコトニシテ、ニ氏意  
見ハ縱令英國カ封鎖ニ同意セサルモ他ノ歐洲列國ハ之ヲ  
實行シ平和回復ヲ成功セスハ止マラサルコトニ致セリト  
報セリ(十)

### 佛國新聞

佛國各新聞ハ英國ノ舉措ヲ攻撃スルニ於テ他列國新  
聞ト畧同シト雖モ其攻撃ノ程度ハ獨等ノ如ク激烈ナ  
ラサルモノニ似タリ(ヲ)

### 伊國新聞

伊國各新聞ノ記スル所ニヨレハ伊國ハクリート事件ニ就  
キ殆ント無感覺ノ如シ澳獨等ノ封鎖(封港)ニ全然  
反對スルニモアラス、又同意スルニモアラス、然シトモ二者何レ  
ノ傾向ヲ有スルカト問ハ、寧ろ英國ニ同情ヲ表スルモノ、  
如シム

### 其九、終局

土耳其ノ大讓歩及叛徒ノ満足

列國ノ形勢以上ノ如ク叛徒ノ決心以上ノ如クナルニ單リ  
土政府ハ尚救済策ヲ講スルナクモ茫乎トシテ其日ヲ送  
リシカハ叛徒ハ愈勢威ヲ加ヘ、特ニ數日前マテハ恰モ無  
感覺ナリト唱道セシ伊國スラ、八月二十五日シケホルン發

ノ報ニヨレハ、百二十人ヨリ成レル伊人、一隊ハ叛徒援助ノ  
目的ヲ以テクリート島ニ向ヒ本日該地ヲ出發シ、之ニ次テ  
該島人ニ同情ヲ表スル伊人ノ黨兵ハ將ニ續々出發セ  
ントストアルニ(卅)更ニ希臘政府ハ其國人ノ武器彈藥等  
ヲ贈リテ叛徒ヲ援助セシハ畢竟希臘政府ノ責任ナ  
リト云爲スル土政府ノ攻撃手ヲ痛ク憤慨シ、此上ハ該島  
人ノ權利ヲ確保セン爲メニハ縱令自國ヲ犠牲ニ供スルモ  
寧ろ其ニシテ其目的ヲ貫徹セサルハカラスト益之ヲ援助ス  
ルノ決心ヲ示セシカハ、若シ土政府ニシテ大ニ讓安スル所ナ  
クニハ叛乱ハ果シテ何レノ時鎮定ス可キカ真ニ圖ルハカラヤ

ルニ至レリ(ウ)

顧テ彼共同一致封鎖運動以來、歐洲列國舉措如  
何ト見ハ、是亦其傾向ヲ異ニシ就中英ノ如キ曩曩封  
鎖ニ關シ共同一致、運動ヲ拒絶セシト雖モ、クリート  
島ニ自治制度ヲ布ク點ニ於テハ固ヨリ賛スル所ナリトシ  
再來積極的ニ之カ實行ヲ期スルノ傾向ニ至リシカハ、在  
土都列國使臣ハ各政府ノ訓令ヲ仰キ專ラ自治ニ關シ  
テ妥協熟議シ而シテ土政府ニ之カ允許ヲ忠告セリ、  
蓋シ該使臣等ノ唱道スル所ハ獨リ耶蘇教徒ヲ  
太守ニ任用シ財政ヲ獨立ヲ許スノミナラス其他幾多ク

條項アリテ要スルニ其制度ノ組織ハ彼カモスニ於ケル制  
度ニ更ニ數歩ヲ進メタルモノナリキ、然ルニ土政府モ最早  
歐洲列國ノ助言ニ鑑ミ之ヲ鎮定スルヨリ他策ナキヲ着  
破セシモノト見ヘ、其忠告ヲ容ル、コトヲ承諾シ實ニ八  
月二十七日ヲ以テ其讓與スヘキ條項ヲ列國使臣ニ回  
附セリ。

先是在クリート島列國領事ハ叛徒ノ委員ニ對シ島  
政改革ニ就キ本國政府委員ト和協スヘキ旨百方勸  
告シ、渠等亦轉ク所アリシカハ即列國使臣ヨリ回附セ  
シ土政府ノ讓與條項ヲ示サン爲メ渠等ヲカネアニ百

集セシニ、渠等ハ其條項ニ満足ヲ表シ去ル五月以來無  
慮四閱月ニ涉リシ事件モ茲ニ始メテ結局ヲ告グルニ至  
レリ、而シテ土政府ノ讓與セシ條項ノ主タルモノハ即

- 一、クリート島大守ハ耶蘇教徒ノ一スニシテ歐洲列國  
ノ保証ニ依リ五年間在職シ且クリート島議會ニ  
於テ議決シタル議案ニ就キテハ土帝ノ主權ニ障害  
ナキ限リハ不認可權ヲ有スル事
- 二、該島ノ財政ハ年々本國政府ヘ貢納額ノ外獨立  
タルヘキ事
- 三、憲兵隊組織ヲ改正スル事



四、司法制度ハ獨立ナルモ原被兩造共諛島住民ノ争訟ノミヲ管シ且控訴ハカネア控訴院ヲ以テ終審トナス事

五、諛島文武官ノ任免黜陟ハ一ニ太守ノ權内ニ存スル事

等ニシテ此他或ハ女數者(即回教徒?)ノ權利ヲ確保セン  
爲メニセシ條項モ少ナカラス、然レトモ其重モナルモノハ  
以上ノ如シトス、而シテ諛讓共ニ關シテハ希臘新聞志  
ヲ満足ノ意ヲ表セシノミナラスクリート島民等ヲ感  
謝ノ意ヲ表セリ云々(ク)

本件ヲ摘要スルニ引用セシ書籍及新聞

- (イ) ブ氏エンサイクロピデア第六卷
- (ロ) 七月十四日スタンダード
- (ハ) ブ氏サイクロピデア第六卷及ブ氏萬國史
- (ニ) ブ氏サイクロピデア第六卷
- (ヘ) 全上
- (リ) 七月二十二日タイムス
- (ヌ) 八月十九日全上
- (ホ) 七月十三日スタンダード
- (ワ) 七月二十五日タイムス

(ヨ) 八月十日全上  
 (タ) 八月六日スタンダード  
 (シ) 八月二十日タイムス  
 (ツ) 八月七日タイムス週報  
 (ネ) 全上  
 (ナ) 八月十七日タイムス  
 (ラ) 八月七日タイムス週報  
 (ム) 八月十四日タイムス  
 (ホ) (ト) (チ) (ル) (カ) 是等ハ自七月十日至八月二十日スタンダード

(ウ) 及タイムス新聞等ヨリ抜萃ス  
 (サ) 八月二十二日スタンダード  
 (シ) 八月二十六日紐育ヘラルド  
 (ツ) 八月二十四日ヨリ全二十九日ニ至ルスタンダード  
 (ク) 八月三十一日及九月四日スタンダード

## ザンジバル事件

譯者曰 本件ハ未タ社會ノ注目ヲ喚起セスト  
雖モ今ヤ英獨間國際ノ關係ヲ釀シ次テ或  
ハ歐洲列國間ニ事端ヲ生スルヤ圖ル可カラサ  
ルモノアルヲ以テ茲ニ簡單ニ其要領ヲ掲ケヌ

其一、ザンジバルト英國トノ關係及這回紛紜ノ原  
因

ザンジバルハ亞弗利加東海沿岸ノ一島王國ニシテ千八百九十  
年以來英國政府ノ保護國トナリ今日マテ國政ヲ維  
持シ來リシモノナリ之レ諛國ノ英ニ於ケル關係ニシテ、而

シテ又這回紛紜ノ原因ハ他ナシ即八月廿五日午前先  
王ハメツドビンスウエーニンビンセツド突然逝キ或ハ曰ク毒殺セ  
ラレタルモノナリトセツドカリツドナル者兵ヲ率ヒテ宮殿ヲ  
掠奪シ自ラ王位ヲ僭稱セシニアリトス、之レ實ニ紛紜  
ノ原因ナリ

然レトモ遡テ紛紜ノ由来ヲ探究セハ又他ニアラザリシニ  
アラス、即先王ノ顧問官ニセイクヒルラルナル者アリ、常  
ニ王位ヲ窺窺密命セシカハ、去ル六月中諛國駐在英國  
総領事ハアヂンゲハ其本國へ出發前渠ヲ放逐  
ス可シト百方國王ニ勸告シ國王ハ之ヲ容シ、渠ニ速ニ

去ルヘキヲ命シ若シ應セスハ兵カヲ用ヒテ放逐スヘ  
シト迫レリ、然ルニ渠ハ王命ニ抗セシカハ英國總領  
事ハ諛國宰相サーロイドマシウート協議シ渠ヲ捕  
獲シアデンニ送り今尚禁錮セリ、左レハ縱令僭王  
カリツドノ事件發生セサリシニモセヨ若シ渠ヒルラル  
ニシテ存セハ恐ラクハ早ニ既ニ今日ノ事件ヲ惹起セシナラバ

其二、僭王ニ對スル英國ノ舉措

始メテ異變ノ兆アルヲ聞クヤ英國領事ケーブハ直  
ニ八月廿六日午前八時前宮殿ニ趨セシモ途ニシテ先王ノ  
死報ヲ得、到シハ既ニ僭王カリツドハ宮殿ヲ占領シ身

邊二千五百ノ兵(内九百ハ近衛兵)ヲ擁シテ嚴然タリシカ  
ハ、領事ハ其不法ヲ責メ速ニ宮殿ヲ退去ス可キヲ  
渠ニ迫レリ然レトモ渠遂ニ應セス、於茲乎領事ハ  
兵力ニ訴ヘントセシモ如何セン僅ニ百五十ノ英兵ヲ以テ  
渠ニ抗スル不可能ノ事ナルヲ悟リシカハ、一方ニ暫ク海  
軍提督ローソンノ到ルヲ待チ他方ニハ午前八時ヲ以テ  
在留英國臣民ヲシテ難ヲ軍艦中ニ避ケシメリ、然ルニ  
其午後ニ到リ總領事ハアヂングカロシエスターニヤイアヨリ  
到リ提督又到リシカハ百方熟議シ更ニ本國政府ノ  
訓令ニ隨テハマウドビンモハマウドビンセツドヲ樹テ、國王トシ

僭王ニ對シテハ明廿七日午前九時迄ニ旗ヲ伏セ兵備ヲ解  
キテ降ヲ乞フヘシ然ラスニハ宮殿ヲ砲撃ス可シト申込メリ、  
然ルニ定刻ニ到ルモ渠ハ何等ノ回答ヲナサルノコトヲ却テ  
抗敵スルノ傾向ナリシカハ英提督ハ千戈ヲ動カスノ不得止ヲ  
察シ領事ト商議ノ上定刻ヲ以テ宮殿及談國小軍艦ヲ  
砲撃シ忽ニシテ宮殿ヲ破壊シ小軍艦ヲ撃テ沈シ、九時四  
十分ヲ以テ砲撃ヲ止メシモ終ニ僭王ヲ獲ル能ハザリキ、蓋シ渠ハ  
獨逸領事館ニ逃レ去リタレハナリ」(イ)  
因言、當時宮殿砲撃ニ從事セシ軍艦ハ  
一等巡洋艦(旗艦)セントジョウチ「號七千七百噸

- 二等巡洋艦「フヲツクス」號四千三百六十噸
- 三等巡洋艦「フヒロメル」號五百七十五噸
- 一等砲艦「スラツシユ」號八百五噸
- 上「スパーロー」號全 上(二)

其三、英獨ノ關係

僭王カリツドハ獨逸領事館ニ逃レテ以テ英提督ハ本國政府ノ意ヲ諒シテ速ニ之カ引渡ヲ請求セシニ獨逸政府ハ渠ヲ政治的犯罪者(國事犯)ナリトシ千八百七十二年五月十四日英ト締結セシ罪人引渡條約第六條ヲ理由トシテ英ノ請求ヲ拒絕セリ該條約第六條ニ曰ク

凡ソ逃走シタル犯罪者ノ行為ニシテ政治的性質ヲ帶スルモノナルトキ及罪人引渡請求ノ理由ニシテ政治的性質ノ犯罪ノ爲ニ被告ヲ罰セントスル意ニ出テタルトキハ其請求ヲ拒絕スルコトヲ得云々(ホ)

參考

譯者曰 萬國公法上罪人引渡ニ關スル例規ヲ探究スルニ古昔ニアツテハ罪人引渡ヲ以テ殆ント各國々際上相互ノ義務トナセシモ、今日ハ然ラスレテ之ヲ引渡スハ好誼若クハ條約ニヨルモノトセリ之レ專ラ歐洲各國間ニ行ハル、所ナリ、反之英米ハ苟モ條約ニシテ

存セサル以上ハ引渡ヲナサルモノトセリ、然レトモ其實大抵ハ請求ニ應スルモノ、如シ、而シテ罪人引渡ヲ請求シ得ヘキ犯罪ハ概ネ常事犯ニシテ今其種類ヲ變テシハ即

一、謀殺罪、但暗殺、殺親、殺兒、毒殺及謀殺未遂等ヲ包含ス

二、故殺罪

三、墮胎セシムルノ目的ヲ以テ藥品等ヲ用ヒタル犯罪

四、強姦罪

五、十年以上十二年未満ノ婦女ニ對シ淫慾強迫罪

六、誘拐及不法ノ監禁ニ関スル罪

七、幼者ヲ奪去スル罪

八、重婚罪

九、殴打創傷罪

十、放火罪

一一、強盜罪

一二、詐欺取罪

一三、文書偽造罪

- 一四、貨幣偽造罪
  - 一五、破産法違反ノ罪
  - 一六、鐵道線路ニ危害ヲ加フルノ罪
  - 一七、一年以上ノ禁錮ニ該當スヘキ財産侵害罪
  - 一八、海上犯罪(例ヘハ海賊ノ如キ)
  - 一九、偽証罪
  - 二〇、奴隸賣買
- 等ナリトス(ウールジー及レビー氏萬國公法ニ依ル)

本件ヲ摘要スルニ引用セシ新聞

- (イ) 八月廿六日スタンダード 上
- (ロ) 八月廿七日全 上
- (ハ) 八月廿八日全 上
- (ニ) 八月廿七日全 上
- (ホ) 八月三十日全 上



